

寿生会居宅介護支援事業所
(居宅介護支援)
運 営 規 程

寿生会居宅介護支援事業所（居宅介護支援）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人寿生会が開設する寿生会居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態及び要支援状態にある要援護者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（事業運営の方針）

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては、利用者が可能な限りその居宅や地域において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮しなければならない。
- 2 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しなければならない。
- 3 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行なわなければならない。
- 4 事業の実施に当たっては、関係町村、地域包括支援センター、地域の保健医療サービス及び福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- （1）名 称 寿生会居宅介護支援事業所
- （2）所在地 田野畑村田野畑120番地18（特別養護老人ホーム寿生苑内）

（職員の職種、職員及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種及び職務内容は次の通りとする。

- （1）管理者 1名（常勤）
管理者は、主任介護支援専門員研修を修了した者とし、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2）介護支援専門員 1名以上（常勤専従 1名以上）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
その員数は、利用者が44人に対して、1人とするようにつとめなければならない。但し、要支援認定及び総合事業対象者については、利用者1人につき3分の1を乗じた数とする。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- （1）営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、12月29日から1月3日を除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次の各号の通りとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

- (1) 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族と面接し、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づいて居宅サービス計画を作成する。
 - (2) 利用者による居宅サービスの選択に資するように、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行なう。
 - (3) 居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び指定居宅サービス事業者等に交付する。
 - (4) 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。
 - (5) 課題分析について使用する課題分析票は、居宅サービス計画ガイドライン方式、MDS-HCCAPS方式、その他利用者の心身の状態に応じた独自のアセスメント方式を用いる。
 - (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的にを行い、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」という。）をするとともに、少なくとも利用者の居宅を月に1回訪問することにより、利用者の課題把握を行ない、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行ない、少なくとも月に1回、モニタリングの結果を記録する。
 - (7) 介護支援専門員は、必要に応じてサービス担当者会議を利用者の居宅や第3条に規定する所在地、施設等必要と認められる場所（以下「利用者の居宅等」という。）で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
 - (8) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の居宅等において、利用者又はその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行なうとともに、相談に応じることとする。
 - (9) 介護支援専門員は、利用者の意思を踏まえて、要介護等認定の申請について必要な援助を行うものとする。
 - (10) 事業所の管理者は、介護支援専門員に対して、身分を証明する書類を携行させ、初回訪問時や利用者若しくはその家族に求められた場合は、その書類を提示するように指導しなければならない。
- 2 次条で定める通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、徴収しない。
- 3 事業所は、要支援認定者及び総合事業対象者に対して行われる介護予防マネジメント事業について、地域包括支援センターとの委託契約に基づき行うことができるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、田野畑村全域、岩泉町の一部地域（小本、中島、中里、袈野、乙茂、岩泉）の地域とする。

(相談、苦情対応)

第8条 事業の提供にかかる利用者等からの相談や苦情に対する窓口を設置し、自ら提供をした居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(事故処理)

第9条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(個人情報の保護)

第10条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は、その代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止)

第11条 事業所の職員は、いかなる場合においても利用者に対して虐待及びそれに類する行為は行わない。

2 事業所の職員は、家族等から明らかに虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には町村又は地域包括支援センター等に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を次の通り設けることとし、又、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 16 年 3 月 26 日 一部改正）

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 18 年 8 月 25 日 一部改正）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 18 年 12 月 22 日 一部改正）

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 20 年 12 月 18 日 一部改正）

この規程は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 21 年 12 月 24 日 一部改正）

この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 22 年 2 月 4 日 一部改正）

この規程は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 22 年 5 月 27 日 一部改正）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 22 年 9 月 22 日 一部改正）

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 27 年 9 月 30 日 一部改正）

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 30 年 2 月 27 日 一部改正）

この規程は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 6 年 10 月 18 日 一部改正）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。